

## 事業概要シート

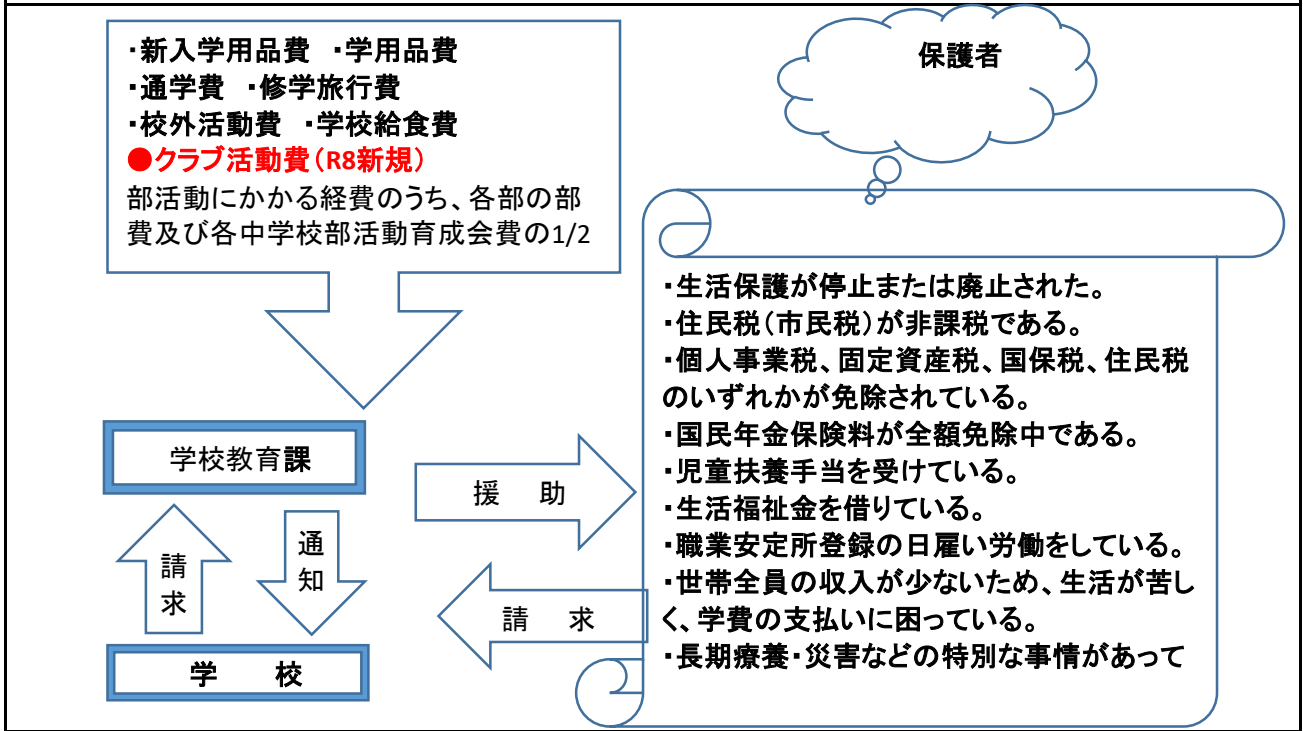
施策	0202	小・中学校教育の充実	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	中学校就学援助事業	拡充	予算額 42,467 千円 << 57,823 >>千円
事業期間	~		財源内訳 国庫支出金 1,292 千円 県支出金 千円 地方債 千円 その他 千円 一般財源 41,175 千円
根拠法令要綱等	教育基本法第4条、学校教育法第19条、大村市就学援助要綱		

**【事業の目的・概要・対象】**

目的：「教育の機会均等」の観点から経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対して、学用品費・学校給食費等必要な援助を行い保護者の負担を軽減することで義務教育の円滑な実施を図る。  
 概要：学用品費等を援助することで、義務教育の円滑な実施を図る。新入学用品、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動、学校給食、医療費について援助を行う。  
 対象：①住民税が非課税 ②児童扶養手当を受けている 等下記記載の要件のいずれかに当てはまる世帯

**【令和8年度からの拡充内容】**

部活動の地域展開をスタートさせることに伴い、就学援助においても支給費目に「クラブ活動費」を追加し、家庭の経済格差が体験格差につなげることがないように、部活動の費用を支援する。



**【背景】**

学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な援助を行う。  
 平成17年の所謂「三位一体改革」で、それまで国庫補助の対象となっていた準要保護者への就学援助が一般財源化された。本市では「三位改革」後も引き続き国の単価に合わせて支給してきた。引き続き義務教育の円滑な実施に努めていきたい。

担当課	教育委員会 教育総務課	課長	楠本 奈津子
担当者	坂口 美穂子	問合せ先	0957-53-4111 (内線393)

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	認定者数	人	451	476	476	476	476
②							

### 【成果指標】

指標名		単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①							
②							

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	51,233	51,245	57,823	42,467	42,467	42,467	287,702
国庫支出金	1,786	1,525	2,042	1,292	1,292	1,292	9,229
県支出金							0
地方債							0
その他	26						26
一般財源	49,421	49,720	55,781	41,175	41,175	41,175	278,447
人件費	1,478	1,466	1,474	1,474	1,474	1,474	8,842
職員(人)	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	1.20人
時間外勤務(h)	12h	6h	10h	10h	10h	10h	58h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	52,711	52,711	59,297	43,941	43,941	43,941	296,544

妥当性 (市の関与)	市内の児童生徒が対象であり義務教育の円滑な実施及び児童生徒の健全育成のために必要不可欠である。
有効性 (施策貢献度)	学用品費・学校給食費等必要な援助を行い、保護者の負担を軽減することで教育の機会均等に貢献する。
効率性 (コスト)	必要不可欠の費用であるため削減はできない。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	1次評価意見のとおり